

JIS

自動車用くもり止め剤

JIS K 2399 : 2001

(JACA)

(2006 確認)

平成 13 年 8 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

まえがき

この規格は、工業標準化法第14条によって準用する第12条第1項の規定に基づき、日本オートケミカル工業会(JACA)から工業標準原案を具して、日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。これによってJIS K 2399 : 1987は改正され、この規格に置き換えられる。

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：昭和 55. 12. 1 改正：平成 13. 8. 20

官 報 公 示：平成 13. 8. 20

原 案 作 成 者：日本オートケミカル工業会（〒105-0021 東京都港区芝大門2丁目9-14 TEL 03-3438-1435）

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会（部会長 杉浦 賢）

審議専門委員会：消費生活技術専門委員会（委員長 小川 昭二郎）

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省 産業技術環境局標準課 環境生活標準化推進室 [〒100-8901 東京都千代田区霞が関1丁目3-1 TEL 03-3501-1511 (代表)] にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第15条の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

自動車用くもり止め剤

K 2399 : 2001

Road vehicles—Antifogging agent

序文 今般の自動車用くもり止め剤規格の改正は、規格票の様式を含めて全面見直しを行い改正した。洗浄性に関しては、くもり止め剤として副次的性能をもっている反面、洗浄性試験標準汚こうのばらつきが多いため今般削除した。一方、エアゾール製品の試料調製方法について明確化した。

- 1. 適用範囲** この規格は、自動車用窓ガラスに用いるくもり止め剤(以下、くもり止め剤という。)のうち、液状のものについて規定する。
- 2. 引用規格** 付表1に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版(追補を含む。)を適用する。
- 3. 品質** くもり止め剤の品質は、4.の試験方法によって試験したとき、表1のとおりとする。

表1 品質

項目			規定	試験項目番号
くもり止め性			3枚の試験片中2枚以上が繰返し回数2回以上のこと。	4.6
明視性			皮膜を通じて明視できること。	4.7
pH値 (50 vol%水溶液)			6.0～11.0	4.8
金属に対する影響 (50±2 ℃, 48±2 h)	質量の変化 mg/cm ²	アルミニウム板	±0.30の範囲内	4.9
		亜鉛板	±1.50の範囲内	
	外観		変化がないこと。	
ゴムに対する影響 (50±2 ℃, 120±2 h)	質量の変化率 %		±10.0の範囲内	4.10
	硬さの変化		±5の範囲内	
	外観		変化がないこと。	
プラスチックに対する影響 (50±2 ℃, 120±2 h)	質量の変化 mg/cm ²	ABS板	±3.0の範囲内	4.11
		アクリル板	±2.0の範囲内	
	外観		変化がないこと。	
塗膜に対する影響 (20±5 ℃, 6 h)			変化がないこと。	4.12

4. 試験方法

4.1 一般事項 試験について共通する一般事項は、JIS K 0050による。

なお、試験上の注意事項を次に示す。

- a) 保護具の着用** 必要に応じて、皮膚、目などを守るために保護具を着用すること。